

## 周南市上下水道局低入札価格に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、競争入札により、周南市上下水道局が発注する建設工事等の請負の契約締結にあたり、適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定に基づき、契約申込価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる場合において、最低の価格で入札をした者を調査のうえ、落札者としなないときの手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 低入札価格調査

契約の相手側の申込み価格が、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合に行う当該契約の履行可能性等の調査をいう。

(2) 直接工事費

工事目的物を造るために直接必要とする費用をいう。

(3) 共通仮設費

各工事種目に共通の仮設に要する費用をいい、共通仮設费率計上分及び共通仮設費積上分からなる。

(4) 共通仮設费率計上分

共通仮設費の内、直接工事費に対する比率から算定するものをいう。

(5) 共通仮設費積上分

共通仮設費の内、共通仮設费率計上分に含まれない内容を別途積上げ

る費用をいう。

(6) 現場管理費

工事施工にあたり、工事現場を管理運営するために必要な費用をいう。

(7) 一般管理費

工事施工にあたる受注者の継続運営に必要な費用をいう。

(8) 機器単体費

空調機器、発電機など製作工場において機能や性能の確認等がなされ、施工現場等において加工等を必要としない機器を調達するのに要する費用をいう。

(9) 総合評価方式

地方自治法施行令第167条の10の2の規定（第167条の13により準用する場合を含む。）に基づき、価格その他の条件が周南市上下水道局にとって最も有利となるものを落札者とする方式をいう。

(10) 評価値

前号に定める総合評価方式において、落札者を決定する際の判断とする数値で、入札価格と入札者の技術力等から算出する値をいう。

（対象工事）

第3条 この要綱の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、競争入札に付する工事で、予定価格が1,000万円以上のものとする。ただし、予定価格が1,000万円未満のものであっても、入札執行者が特に調査が必要と判断した場合は、この限りでない。

（調査基準価格）

第4条 低入札価格調査を実施する基準は、その者の契約申込価格が次に掲げる額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。この場合の調査基準価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、低入札調査基準価格設定書（別記第1号様式又は別記第2号様式）により算出した当該各号に定める額とする。

(1) 土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）

「直接工事費の10分の10＋共通仮設費の10分の9＋現場管理費の10

分の9＋一般管理費の10分の7」(各費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下切捨)を合計)から千円未満を切り捨てた価格とする。

- (2) 営繕系工事(建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事)

「直接工事費の10分の10＋共通仮設費の10分の9＋現場管理費の10分の9＋一般管理費の10分の7」(各費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下切捨)を合計)から千円未満を切り捨てた価格とする。

- (3) 前号の工事において直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。この場合において、現場管理費相当額は、次によるものとする。

ア イを除く工事

直接工事費に10分の1を乗じた額(小数点以下切捨)

イ 工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

直接工事費に10分の2を乗じた額(小数点以下切捨)

(判断基準額)

第5条 調査基準価格から調査基準価格の2パーセントを差し引いた額を判断基準額とし、判断基準額を下回る入札は、当該契約の内容に適合した履行がされないもの、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すものとみなし、不落札とし、次条の調査の対象としない。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事(以下「機械設備等」という。)については、当分の間、この判断基準額は適用しないものとする。

- (1) 土木系機械設備工事
- (2) 土木系電気設備工事
- (3) 営繕系機械設備工事のうち直接工事費に占める機器単体費の割合が10分の3以上の工事
- (4) 営繕系電気設備工事のうち直接工事費に占める機器単体費の割合が10分の3以上の工事
- (5) 解体工事

(6) 第3条ただし書の規定により入札執行者が特に調査対象とした工事  
(調査対象となる入札)

第6条 調査対象は、対象工事の競争入札において、調査基準価格を下回った入札及び第3条ただし書により、入札執行者が特に必要と判断した入札とする。

(入札の保留)

第7条 入札執行者は、執行した入札を調査対象とした場合は、直ちに執行を打ち切り、保留を宣言し、落札者は後日決定して公表する旨を告げて入札を終了する。

(調査の内容)

第8条 入札執行者は、速やかに、調査対象とした入札について、最低価格の応札者から順に、次の区分ごとに調査項目として掲げる事項について、それぞれの判断基準により、落札者を決定するか、不調となるまで調査を行うものとする。

(1) 土木一般工事及び営繕系工事（以下「土木建築工事等」という。）の場合は、入札価格の内訳書の詳細を低入札価格調査表①(別記第3号様式)に整理して、次に掲げる数値的判断基準により審査し、すべての基準を満たす場合に限り落札とし、そうでない場合は不落札と決定する。ただし、予定価格が1,000万円未満のものについては、アは除く。

ア 別表で定める工種ごとの金額は、設計金額の50パーセント以上であること。ただし、その設計金額が100万円未満のものは除く。

イ (直接工事費＋共通仮設費)は、設計金額の80パーセント以上であること。

ウ (現場管理費＋一般管理費)は、設計金額の45パーセント以上であること。

エ 共通仮設費率計上分は、設計金額の50パーセント以上であること。

オ 共通仮設費積上分は、設計金額の50パーセント以上であること。

(2) 機械設備等の場合は、低入札価格調査表②(別記第4号様式)の調査項目を整理して、次に掲げる判断基準により審査し、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて意見書を作成

する。

ア 調査に協力的であること。

イ 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果であること。

ウ 工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。

(調査結果)

第9条 前条に定める調査を終了したときは、その結果について次の扱いとする。

(1) 土木建築工事等 調査結果を低入札価格調査表①及びその他の参考資料により、周南市上下水道局契約等審査会（以下「審査会」という。）に報告するものとする。

(2) 機械設備等 調査結果について、低入札価格調査表②及びその他の参考資料により、審査会に諮るものとし、審査会が落札者と認めるときは、当該応札者を落札者と決定する。

(調査結果の通知)

第10条 入札執行者は、調査を完了したとき（審査会に諮った場合は、審査を完了したとき）は、調査を受けた者に対し、その調査結果を速やかに通知するものとする。

(調査結果の公表)

第11条 調査の結果は、速やかに別記第5号様式により公表するものとする。

(総合評価方式による入札における取扱)

第12条 総合評価方式による入札において低入札価格調査を実施する場合の本要綱の規定の適用については、第8条中「最低価格の応札者」を「基準価格を下回る入札を行った者のうち、評価値の最も高い者」と読み替える。

(その他)

第13条 この要綱の運用に関する詳細事項については、要領で定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行し、改正後の規定は、同日以降に公告又は通知する入札から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行し、改正後の周南市上下水道局低入札価格に関する事務取扱要綱の規定は、同日以後に行う入札公告又は指名通知に係る工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、改正後の周南市上下水道局低入札価格に関する事務取扱要綱の規定は、同日以後に行う入札公告又は指名通知に係る工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月26日から施行し、改正後の周南市上下水道局低入札価格に関する事務取扱要綱の規定は、同日以後に行う入札公告又は指名通知に係る工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行し、改正後の周南市上下水道局低入札価格に関する事務取扱要綱の規定は、同日以後に行う入札公告又は指名通知に係る工事から適用する

別表(第8条関係)

	工 種
土木系工事	国土交通省監修の新土木工事積算体系の工事工種体系における「工種(レベル2)」
営繕系工事	国土交通省監修の公共建築工事内訳書標準書式の内訳書構成における科目別内訳書の「科目」